

			※ 1	※ 2	提出部数	
					原本	コピー
提出様式	①	労働者派遣事業許可申請書（様式第1号）【第 1 面・第2面】			1 部	2 部
	②	労働者派遣事業計画書（様式第3号）【第 1 面・第2面】	◎		1 部	2 部
		・申請事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成が必要				
	③	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3号－2）【第 1 面】	◎		1 部	2 部
・教育訓練計画の詳細が記載された一覧の提出も併せてお願いします。(以下、確認資料に記載)						
④	雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（様式第3号－3）	◎		1 部	2 部	
	・派遣労働者に未加入者がいる場合、申請事業書ごとに作成が必要					
添付書類	法人の場合 ※財産要件については別紙「財産的要件」を参照					
	⑤	定款又は寄附行為		☆	－	2 部
		・定款の条項が変更されているが最新の内容の記載が定款がない場合は、当該変更に係る株主総会の議事録を添付				
	⑥	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※ 3		☆	1 部	1 部
	⑦	最近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書			－	2 部
	⑧	法人税の確定申告書（別表 1、及び別表 4）			－	2 部
	⑨	法人税の納税証明書（その 2 所得金額用）			1 部	1 部
	個人の場合 ※財産要件については別紙「財産的要件」を参照					
	＜青色申告・白色申告共通＞					
	⑩	最近の納税期における所得税の納税申告書			－	2 部
	⑪	納税証明書（その 2 所得金額用）			1 部	1 部
	⑫	預金残高証明書（同一証明日）			1 部	1 部
	＜青色申告の場合＞					
	⑬	最近の納税期における所得税青色申告決算書			－	2 部
	＜白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成している場合＞					
	⑭	貸付残高証明書（同一証明日）			1 部	1 部
	⑮	不動産（土地建物）登記事項証明書（※ 3）及び固定資産税評価額証明書			1 部	1 部
法人・個人共通						
⑯	派遣元責任者講習受講証明書	◎		－	2 部	
	・許可有効期間満了日前 3 年以内に受講したもの					
⑰	個人情報適正管理規程 ※神奈川労働局のホームページにひな形あり	◎	☆	－	2 部	

			※ 1	※ 2	提出部数	
【キャリア形成支援に関する書類】					原本	コピー
添付書類	⑮	就業規則又は労働契約書（以下の項目についての該当箇所）	◎	☆	－	2 部
		A. 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分				
		B. 無期雇用派遣労働者および有期雇用派遣労働者で労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者において、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類として、労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分				
		C. 無期雇用派遣労働者または有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先が見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 2 6 条に基づく手当を支払うことを規定した部分				
	⑯	⑮で就業規則を添付する場合は就業規則の労働基準監督署の受理印があるページ	◎	☆	－	2 部
	⑰	派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要の該当箇所の写し※ 神奈川労働局のホームページにひな形あり	◎	☆	－	2 部
	【参考資料】					
	⑱	自己チェックシート（様式第15号）	◎		1 部	1 部
	⑳	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの		☆	－	2 部
	【確認資料】					
	※	③の様式に記載した教育訓練についての詳細がわかる書類（書式は自由）	◎		－	2 部
		※策定にあたっては、神奈川労働局のホームページの「キャリアアップに資する教育訓練（整理用シート）記載例」を参照				

○上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類（各種契約、覚書等）をお願いすることがあります。

※ 1・・・◎印：複数事業所について申請する場合、事業所ごとに作成が必要です。

※ 2・・・☆印：既に提出されているもので変更があった場合のみ提出が必要です。

※ 3・・・労働局が登記情報システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書入手できる場合は、添付を省略することができます。

添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

- ・法人登記簿謄本を省略する場合・・・法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)
- ・不動産(建物)登記簿謄本を省略する場合・・・所在及び家屋番号(住所と異なる場合があります)又は不動産番号

提出期限	有効期間更新日の3ヶ月前まで ※申請にあたっては期限に余裕をもって手続きをお願いします。
更新申請手数料	収入印紙 5 5 , 0 0 0 円×労働者派遣事業を行う事業所数 ・収入印紙は郵便局で購入 ・収入印紙は申請書に貼付せず持参してください
提出先	事業主(住所地)を管轄する労働局

☆注意

有効期間更新手続きされない場合は、有効期間満了後は労働者派遣事業は行えません。

変更事項があり、届出されていない場合は、変更届の提出が別途必要となります。

更新（法人/個人）

労働者派遣事業 財産的基礎要件

労働者派遣事業許可申請をされる場合の財産的基礎の要件の審査方法は次の通りです。

最近の事業年度における決算書類で財産的基礎の要件を確認、下記①～③すべてを満たす必要があります。

①	基準資産額	が	2,000万円	以上
②	基準資産額	が	負債の総額の1/7	以上
③	現金・預金額	が	1,500万円	以上

※基準資産額＝総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く）－負債の総額

財産的基礎にかかる計算表（最近の事業年度における貸借対照表から算出）

資産の総額	－	繰延資産・営業権	－	負債の総額	=	基準資産額
円		円		円		円

下記①～③すべてを満たす必要があります

①	基準資産額 円	≧	2,000 万× 事業所数（ ） 円
②	基準資産額 円	≧	負債の総額 ÷ 7 円
③	現金・預金の額 円	≧	1,500 万× 事業所数（ ） 円

◎直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合は…

法人

公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産・負債の状況をあらためて審査します。

なお、**許可有効期間更新に限り**、公認会計士又は監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による中間決算又は月次決算でも可能です。

個人

①市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基礎価格を上回る旨の証明があった場合

（例：固定資産税の評価額証明等）

②提出された預金残高証明により普通預金、定期預金等の残高を確認できた場合

（複数の預金残高証明書を用いる場合は、同一日付のものに限る。）

に限り、当該額を基準資産額又は自己名義の現金・預金の額とします。

更新（法人/個人）

労働者派遣事業 財産的基礎要件

労働者派遣事業を営む常時雇用している派遣労働者の人数が10人以下であり1つの事業所のみを有する中小企業事業主が許可有効期間更新申請を行う際、通常の財産的要件を満たさない方は、以下の判断を用いることができます。ただし、以下①②からの申請に限られます。

- ① 平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者
- ② ①以外の者で、平成28年9月29日までに、暫定的な配慮措置により新規許可または許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている者

具体的には

1 許可後、初回の更新の場合
・新規申請において、緩和された資産要件（当分の間の措置）で許可されている場合には、更新の許可申請は、同じ緩和された資産要件（当分の間の措置）での申請が可能です。
・新規申請において、緩和された資産要件（3年間の暫定措置）で許可されている場合は、更新の許可申請は、緩和された資産要件（当分に間の措置）での申請が可能です。
2 上記 1 以外の更新の場合
・前回、緩和された資産要件（当分の間の措置）で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、同じ緩和された資産要件（当分の間の措置）での申請が可能です。
・前回、緩和された資産要件（3年間の暫定措置）で許可の更新をされている場合には、更新の許可申請は、緩和された資産要件（当分の間の措置）での申請が可能です。
※上記 1、2 以外の場合は、通常の資産要件での申請が必要です。

小規模派遣元事業主に係る財産的基礎に関する判断

下記①～③すべてを満たす必要があります

①	基準資産額	が	1,000万円	以上
②	基準資産額	が	負債の総額の1／7	以上
③	現金・預金額	が	800万円	以上

※基準資産額＝総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く）－負債の総額

「小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置」にて申請する場合は以下の参考資料も必要です。			原本	コピー
参考書類	①	労働者名簿（申請月の前月末現在（前月末で把握が困難な場合は前々月現在）のもので、派遣労働者を含む全労働者 ・雇用保険に加入している場合は省略可能です。	－	2部
	②	法第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）	1部	1部
	③	労働者派遣事業許可申請の当分の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について（様式第17号）	1部	1部